

経 済 産 業 省

20250620貿局第3号
輸出注意事項2025第16号
経済産業省貿易経済安全保障局

「血液製剤の輸出承認について」（平成12年12月28日付け輸出注意事項12第98号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年7月9日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「血液製剤の輸出承認について」の一部改正について

「血液製剤の輸出承認について」（平成12年12月28日付け輸出注意事項12第98号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙の「2 適用品目」中の改正規定 令和7年7月16日
- 二 別紙の「3 輸出承認の申請」中の改正規定 公布の日

「血液製剤の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○血液製剤の輸出承認について（平成12年12月28日付け輸出注意事項12第98号）

改正後	現 行
<p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の19の項の中欄に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第2条第1項に規定する血液製剤のうち、<u>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和31年厚生省令第22号）別表第1の1の項に掲げるものとする。</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u></p> <p>3 輸出承認の申請 (1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、<u>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</u>に輸出承認申請書2通を提出するものとする。 (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ①・② (略) ③ その他<u>貿易経済安全保障局長</u>が特に必要と認める書類 (3) (略)</p>	<p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の19の項の中欄に掲げる安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第2条第1項に規定する血液製剤のうち、<u>輸血に用いるものであって、次に掲げるものとする。</u> <u>（1）人全血液</u> <u>（2）人赤血球液</u> <u>（3）洗浄人赤血球液</u> <u>（4）解凍人赤血球液</u> <u>（5）新鮮凍結人血漿</u> <u>（6）人血小板濃厚液</u> <u>（7）合成血</u></p> <p>3 輸出承認の申請 (1) 輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、<u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</u>に輸出承認申請書2通を提出するものとする。 (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ①・② (略) ③ その他<u>貿易経済協力局長</u>が特に必要と認める書類 (3) (略)</p>